厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し及び同条第一項中「及び医療関連サービス室」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第十八条の見出し及び同条第一項中「国立病院機構管理室」の下に「及び地域医療機能推進機構管理室」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

第三十五条の見出しを「（産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室）」に改め、同条第一項中「労働衛生課に、」の下に「産業保健支援室及び」を加え、「及び調査官一人」を削り、同条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に関すること。

二　労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること。

3　産業保健支援室に、室長を置く。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「公共職業安定所運営企画室」の前に「訓練受講者支援室及び」を加え、同条中第七項を第九項とし、第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　訓練受講者支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に関すること。

3　訓練受講者支援室に、室長を置く。

第四十二条を削り、第四十一条の二を第四十二条とする。

第四十四条の見出し中「若年者雇用対策室」の前に「民間人材サービス推進室、」を加え、「、就労支援室及び求職者支援室」を「及び就労支援室」に改め、同条第一項中「企画課に」の下に「、民間人材サービス推進室」を加え、「、就労支援室及び求職者支援室」を「及び就労支援室」に改め、同条中第六項及び第七項を削り、第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

3　民間人材サービス推進室に、室長を置く。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　雇用開発企画課に、地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

（地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

2　地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3　地域雇用対策室に、室長を置く。

4　労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　労働移動支援室に、室長を置く。

6　農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山村における雇用機会の確保に関すること。

二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

7　農山村雇用対策室に、室長を置く。

8　建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二　港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

9　建設・港湾対策室に、室長を置く。

第五百七十七条中「十四部及び五室」を「十五部及び三室」に、「血液・安全性研究部」を「血液・品質保証・管理部」に、「動物管理室」を「検定検査品質保証室」に改める。

第五百九十八条を削り、第五百九十七条を第五百九十八条とし、第五百九十六条を第五百九十七条とし、第五百九十五条の次に次の一条を加える。

（品質保証・管理部の所掌事務）

第五百九十六条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二　感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

第五百九十九条の二を削る。

第六百六十七条中「療育支援課医務課」を「地域移行推進課療育支援課」に改める。

第六百六十九条第一号中「こと」の下に（地域移行推進課の所掌に属するものを除く。）を加える。

第六百七十条及び第六百七十一条を次のように改める。

（地域移行推進課の所掌事務）

第六百七十条　地域移行推進課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の地域における生活に移行するための支援に関することをつかさどる。